

親の借金と相続



弁護士
なごさ法律事務所所長

なかにし りょういち
中西 良一

1人で事業をしていた父が亡くなりました。父にはこれといった財産はなく、逆に、銀行借入れや取引先の借金の連帯保証などがあるようで、負債はかなりの額になりそうです。以前、負債も相続するという話を聞いたのですが、私は父の負債を返していかなければいけないのでしょうか？

マイナスの財産と相続

相続とは、被相続人（亡くなった人）の法律上の地位（権利義務）について、一身に専属するものを除き、包括的に相続人に承継させることをいいます。ですので、相続では、被相続人のプラスの財産だけでなく、マイナスの財産、つまり、負債も相続人に承継されることとなります。相続人は、子が第1順位、直系尊属（例、両親）が第2順位、兄弟姉妹が第3順位とされ、別に、配偶者がいれば配偶者は常に相続人となります。冒頭の相談事例の場合、相談者は被相続人の子ですから、相続人にあたります。

相続人となった場合の選択肢

被相続人の死亡により相続が発生した場合、相続人には3つの選択肢があります。

① 単純承認 プラスとマイナスの財産の両方を全て引き継ぐ通常の相続のかたちです。被相続人の死亡により相続が発生したあと、特に何らの手続きもしないでいると、この単純承認をしたものとみなされます。また、相続人が相続財産を処分等した場合にも単純承認したものとみなされますので、単純承認を望まない場合には、注意が必要です。

② 相続放棄 プラスとマイナスの財産の両方全てについて承継を拒否するものです。冒頭の相談事例の相談者は、相続放棄をすることで、父親の負債を背負わずにすみます。

相続放棄は「自己のために相続の開始があったことを知った時」から3カ月間の熟慮期間内に手

続をとる必要があります。財産調査に時間を要する等、3カ月以内で放棄するか決めきれない場合には、熟慮期間の伸長を求める手続もあります。この期間を徒過してしまうと、前述したとおり、単純承認したものとみなされますので注意が必要です。

また、第1順位の相続人が相続放棄をした場合、相続放棄をした者は始めから相続人ではなかったとみなされますので、第2順位の相続人が相続人となります。第2順位の相続人がいなかったり、相続放棄したりすれば、同様に第3順位の相続人が相続人となります。ですので、第2順位の相続人や第3順位の相続人も、必要に応じ、それぞれの熟慮期間内に相続放棄の手続を検討する必要があります。

相続放棄の手続は、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に対し、相続放棄の申述をするという方法によって行います。

③ 限定承認 これは、プラスの財産もマイナスの財産も全て承継するけれど、負債については、承継したプラスの財産の限度内でのみ責任を負いますというもので、やはり、熟慮期間内に一定の手続をとる必要があります。

一見すると便利のようにみえるため、とりあえず限定承認をしておきたいという方もおられますが、事前に、弁護士に相談し、申立後の手続、そのメリット・デメリットについて十分把握・検討して手続選択する必要があります。